特定復興再生拠点区域(帰還困難区域)の除染について

平成31年・令和元年の記録

(一社) 福島県造園建設業協会

当協会会員による除染土の撤去・運搬についてご紹介します。

原発事故後の先の見えない除染作業

浪江町の特定復興再生拠点区域※(帰還困難区域)の除染例の紹介

- ○帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の除染
- ・農地(田・畑)の除染の方法

各所で行ってきた表土削り取りと汚染されていない客土敷均し 必要に応じてゼオライトの散布及び肥料の散布

具体的な工程

- ①工事範囲の確認と表土削り取る個所に目印となる丁張(トンボ)を設置
- ②丁張に従い、表土をバックホーで削り取り(5cm~10cm)
- ③工事区域内に水路がある場合は、底質土も同様に除去
- ④削り取った表土を内袋付耐候性フレコンバッッグに袋詰め
- ⑤すべてのフレコンバッグの線量を測定
- ⑥場所、日付、放射線量、重量等をフレコンに記入し、タグ付け
- ⑦トラックに積み込み、仮置き場に運搬・搬入
- ⑧新しい汚染されていない客土を、削り取った厚さ分敷き均し
- ⑨必要に応じて、熔成リン肥、カリウム、ゼオライトの散布
- ⑩最後に耕起して完了

・木くず等の減容化

工事区域内で発生した木くず、刈草は、そのままでは密度が低く嵩張るので減容化する必要がある

- ①農地等の除染の際、発生した木屑・刈草を減容化ヤードに搬入
- ②持ち込まれた木くず・刈草を、大型の木材破砕機で破砕し減容化
- ③破砕減容化したチップを内袋付耐候性フレコンバッグに袋詰め
- ④フレコンバッグをトラックに積み込み、仮置き場に運搬・搬入
- ⑤その後、環境省が設置・運営している仮設焼却施設に搬入、焼却処分 *焼却灰は、仮設焼却施設内で一時保管後、中間貯蔵施設へ搬入

※環境省のHPには、「「特定復興再生拠点区域」とは、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能と定めることが可能となった区域のことです。各市町村が復興及び再生を推進するための計画(「特定復興再生拠点区域復興再生計画」)を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、区域内の帰還環境整備に向けた除染・インフラ整備等が集中的に行われます。」と記載されています。つまり、帰還困難地域をそのまま放置せず人が住めるように除染をしてインフラ整備を行う地域のことでしょうか?行政の表現はわかりづらい!

農地(田・畑)の除染施工状況

①工事範囲の確認と表土削り取る個所に目印となる丁張(トンボ)を設置





②丁張に従い、表土をバックホーで削り取り(5cm~10cm)





③工事区域内に水路がある場合は、底質土も同様に除去





④削り取った表土を内袋付耐候性フレコンバッッグに袋詰め





⑤すべてのフレコンバッグの線量を測定



⑥場所、日付、放射線量、重量等をフレコンに記入し、タグ付け



⑦トラックに積み込み、仮置き場に運搬・搬入





- ⑧新しい汚染されていない客土を、削り取った厚さ分敷き均し
- ⑨必要に応じて、熔成リン肥、カリウム、ゼオライトの散布
- ⑩最後に耕起して完了





木くず等の減容化施工状況

①農地等の除染の際、発生した木屑・刈草を減容化ヤードに搬入





②持ち込まれた木くず・刈草を、大型の木材破砕機で破砕し減容化





③破砕減容化したチップを内袋付耐候性フレコンバッグに袋詰め





④フレコンバッグをトラックに積み込み、仮置き場に運搬・搬入 ⑤その後、環境省が設置・運営している仮設焼却施設に搬入、焼却処分





今後の課題

帰還困難区域(原子力災害により放射線の年間積算線量が50ミリシーベルトを超え、5年間を経過しても年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域)内に特定復興再生拠点区域を設定し、除染を行って居住を可能としようとしていますが、住宅の周りや限られた生活空間は問題なくなるかもしれませんが、ちょっと山に入るわけにもいかず窮屈な生活となるのではないでしょうか。もっと広く、例えば周辺の森林除染も行わなければ放射性物質が移動し、線量が上昇し生活ができなくなる可能性もあります。大規模な森林除染も並行して行ってもらいたいものです。

最後に

原発事故が起きてから9年が過ぎようとしています。除染も思うように進まず、元の生活はほど遠い状態にあります。でも、あきらめずに少しずつでも人間の創意工夫と実行、そして自然の回復力に期待しながら、安心して生活できる故郷を取り戻そうではありませんか。私たちも努力していきます。